

県第百二十七号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、県議会の議決を求める。

平成十八年十二月六日提出

広島県知事 藤 田 雄 山

一 財産の表示

所在地	種別	種目	数量
広島市南区宇品東一丁目七 一〇番二外一 筆	工作物 〃 〃 〃 立竹木 案内板 外三九 九品目	門 囲障 電柱 雑工作物 樹木	六個 七〇三・九メートル 一本 三個 二七五本 六、九二八点
庄原市七塚町	書架外 五一〇 品目		九、九一四点
三原市学園町 一番一外六筆	工作物 〃 〃 〃 〃 〃 〃 立竹木 黒板外 五一一 品目	門 囲障 貯槽 電柱 諸標 照明装置 雑工作物 樹木	四個 一、〇五一・二六メートル 六個 一本 二〇個 一二二個 八個 四一六本 一〇、二七〇点
	無体財 産権	著作権	三件

二 相手方

広島市南区宇品東一丁目

公立大学法人 県立広島大学